

本所 税務署長 平成 28 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所: 町1-1-1, 個人番号: 123456789000, 氏名: 安倍 花子, 生年月日: 3/56, 職業: 主婦

第一表

(平成二十八年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

Main tax calculation table with columns for income types (事業, 不動産, etc.), tax amounts (課税される所得金額, etc.), and other details (配偶者の合計所得金額, etc.).

納管: 事業, 住民, 資産, 総合, 分離, 換算, 通信日付印, 年月日, 一連番号

Bottom section containing tax agent information (税理士名押印) and filing status (税理士法第30条の書面提出有).

住所 (又は事業所、事務所、居所など)	町 1 - 1 - 1	フリガナ 氏名	アベ ハナコ 安倍 花子
------------------------	-------------	------------	-----------------

の り し ろ

源泉徴収票 (原本)

の り し ろ

本人確認書類 (写)

マイナンバーカード (個人番号カード) をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

マイナンバーカードをお持ちでない方

「番号確認書類」の写しと「身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。
原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》

- ・通知カード
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限ります。)

などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し》

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・身体障害者手帳

などのうちいずれか1つ

申告に当たっては、上記及び社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除関係書類(該当するものに限ります。)などを、この台紙にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください(源泉徴収票は提出が必要です。)

上記以外の書類は、この台紙の裏面や適宜の用紙に貼ってください。

医療費の領収書等は、この台紙に貼らずに、医療費の明細書(封筒)や適宜の封筒に入れて提出してください。

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所: 町1-1-1
氏名: アベ ハナコ 安倍 花子

所得から差し引かれる金額に関する事項

Table with columns for 10 雑損控除, 11 医療費控除, 12 社会保険料控除, 13 小規模企業共済等掛金控除. Includes sub-tables for 14 生命保険料控除 and 15 地震保険料控除.

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称, 収入金額, 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額. Total amount: 20,370.

雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

Table with columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費等, 差引金額. Total amount: 22,313.

特例適用条文等

Blank area for special provisions.

事業専従者に関する事項

Table with columns: 事業専従者の氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 従事月数・程度・仕事の内容, 専従者給与(控除)額. Total amount: 5,535.

住民税・事業税に関する事項

Table with columns: 16 扶養親族の氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 別居の場合の住所, 寄附金税額控除, 17 非課税所得など, 18 住民税の特例, 19 事業税. Includes sub-tables for 20 扶養控除額合計 and 21 専従者給与(控除)額の合計額.

第二表(平成二十八年分以降)の第一表と一緒に提出してください。

源泉徴収票、国民年金保険料や生保保険料の支払証明書など、用紙等に添付しなければならない書類は添付票台紙などに貼ってください。

平成 28 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定申告書 (分離課税用)

第三表

(平成二十八年分以降用) 第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

住所: 町1-1-1
フリ氏名: アベ ハナコ 安倍 花子

整理番号:
一連番号:

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特例適用条文
所法 措法 震法 条 項 号

国税庁HP(2017:10:01;16:04:48.1V) (単位は円)

収入金額
短期譲渡 一般分 ⑤
長期譲渡 一般分 ⑥
課税 山林 ⑪
退職 ⑫
所得金額
短期譲渡 一般分 ⑤⑨
長期譲渡 一般分 ⑥⑩
課税 山林 ⑬
退職 ⑭
税金の計算
総合課税の合計額 ① 152513
所得から差し引かれる金額 ② 380000
課税される所得金額
⑨ 対応分 ⑦ 000
⑤⑨⑩ 対応分 ⑦ 000
⑥⑩⑪⑫ 対応分 ⑦ 000
⑬⑭ 対応分 ⑦ 000
⑮ 対応分 ⑦ 000
⑯ 対応分 ⑦ 000
⑰ 対応分 ⑦ 000

税金の計算
税 ⑰ 対応分 ⑱ 0
⑲ 対応分 ⑳ 0
⑳ 対応分 ㉑
㉒ 対応分 ㉓
㉔ 対応分 ㉕
㉖ 対応分 ㉗
㉘から㉙までの合計 ㉚ 0
その他
株式等 本年分の㉛から差し引く繰越損失額 ㉜
翌年以後に繰り越される損失の金額 ㉝
配当等 本年分の㉞から差し引く繰越損失額 ㉟
先物取引 本年分の㊱から差し引く繰越損失額 ㊲
翌年以後に繰り越される損失の金額 ㊳

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項
区分 所得の生ずる場所 必要経費 差引金額 (収入金額 - 必要経費) 特別控除額
合計 ㉞

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項
種目・所得の生ずる場所 収入金額 配当所得に係る負債の利子 差引金額

○ 退職所得に関する事項
所得の生ずる場所 収入金額 退職所得控除額

AD BE CF
整理欄
1 申告等年月日
取得期限 通算
資産 入力 申告区分

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成28年分】

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
 なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	町1-1-1	フリガナ 氏名	アベ ハナコ 安倍 花子
電話番号 (連絡先)	職業	関与税理士名 (電話)	()

譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	円	1,000,000 円
	その他の収入		
	小計(+)	申告書第三表㉔へ	申告書第三表㉕へ 1,000,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額)		889,300
	譲渡のための委託手数料		
	小計(からまでの計)		889,300
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(1) (を付けないで書いてください。)		/	
差引金額(-)			110,700
特定投資株式の取得に要した金額の控除(2) (欄が赤字の場合は0と書いてください。)			
所得金額(-) <small>(一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。) (上場株式等について赤字の場合はを付して書いてください。)</small>		申告書第三表㉖へ	黒字の場合は申告書第三表㉗へ 110,700
本年分で差し引く上場株式等に 係る繰越損失の金額(3)		/	
繰越控除後の所得金額(4) (-)		申告書第三表㉘へ	申告書第三表㉙へ 110,700

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合の「上場株式等」のからまでの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の㉚欄に0を記載します。

特例適用条文

措法 条の
措法 条の

- 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- 欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、欄の金額を限度として控除します。
- 欄の金額は、「上場株式等」の欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
- 欄の金額は、欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の㉚欄の金額が同欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

整理欄

(平成28年分以降用)

「上場株式等」の欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

2 面(計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	SBI 証券会社 銀行 ()	円 1,000,000	円 889,300	円 110,700	円 16,953
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()
合計(上場株式等(特定口座))		1面 ^ 1,000,000	1面 ^ 889,300	110,700	申告書第二表「所得の内訳」欄へ 16,953

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	・		株(口、円)		円	円	円	・ ()
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ ()
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ ()
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ ()
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ ()
合計		一般株式等			1面 ^	1面 ^	1面 ^	/
		上場株式等(一般口座)			1面 ^	1面 ^	1面 ^	

特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書

(この計算書は、確定申告をする配当所得(申告分離課税を選択したものを除きます。以下同じです。)のうちに、特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある方が使用します。)

(平成 28 年分)

氏 名 安倍 花子

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

1 配当所得の区分

課 税 総 所 得 金 額	①	円	0
配 当 所 得 の 金 額	②		22,313
②の の対 う象 とな る 配 当 の 控 除 の	剰 余 金 の 配 当 等 に 係 る 配 当 所 得 の 金 額	③	
	特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額	④	22,313
	外貨建等証券投資信託以外に係る金額	⑤	

課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額を書いてください。

配当所得の金額を書いてください。申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得については、配当控除は適用できません。

剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等及び特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を書いてください。

外貨建等証券投資信託以外の特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を書いてください。

特定証券投資信託のうち、外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を書いてください。

2 配当控除額の計算

③に 係 る 控 除 額 の 計 算	(① - ④ - ⑤ - 1千万円)	⑥	(赤字のときは0) 円
	(③ - ⑥)	⑦	(赤字のときは0)
	(⑦ × 10%)	⑧	
	((③ - ⑦) × 5%)	⑨	
④に 係 る 控 除 額 の 計 算	(① - ⑤ - 1千万円)	⑩	(赤字のときは0) 0
	(④ - ⑩)	⑪	(赤字のときは0) 22,313
	(⑪ × 5%)	⑫	1,116
	((④ - ⑪) × 2.5%)	⑬	0
⑤に 係 る 控 除 額 の 計 算	(① - 1千万円)	⑭	(赤字のときは0)
	(⑤ - ⑭)	⑮	(赤字のときは0)
	(⑮ × 2.5%)	⑯	
	((⑤ - ⑮) × 1.25%)	⑰	
配 当 控 除 額	⑱	(⑧ + ⑨ + ⑫ + ⑬ + ⑯ + ⑰)	1,116

③欄に金額がある場合にのみ書いてください。

④欄に金額がある場合にのみ書いてください。

⑤欄に金額がある場合にのみ書いてください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の配当控除に転記してください。

平成 28 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (又事業所事務所居所など) 町1-1-1	個人番号 個人番号は印字されません フリガナ アヘ ハナコ 氏名 安倍 花子
性別 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 職業 <input type="checkbox"/> 専業主婦 屋号・雅号 <input type="text"/> 世帯主の氏名 安倍 進次郎 世帯主との続柄 妻	生年月日 3 5 6 . 1 2 . 1 2 電話番号 自 宅・勤務先・携 帯 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
平成 29 年 1 月 1 日 現在 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>	特農表 (特農) 整理番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

第一表

この用紙は控用です。

収入金額等	種類	青色		分離	国出	損失	修正
		種別	区分				
事業等	ア						
業農	イ						
不動産	ウ						
利子	エ						
配当	オ				2	2	3
給与	カ				7	8	0
雑	キ						
公的年金等	ク						
その他	ケ						
総合譲渡	コ						
短期	カ						
長期	キ						
一時	ク						
所得金額					2	2	3
事業等							
業農							
不動産							
利子							
配当					2	2	3
給与					1	3	0
雑							
総合譲渡・一時							
合計					1	5	2
所得から差し引かれる金額							
雑損控除							
医療費控除							
社会保険料控除							
小規模企業共済等掛金控除							
生命保険料控除							
地震保険料控除							
寄附金控除							
寡婦、寡夫控除					0	0	0
勤労学生、障害者控除					0	0	0
配偶者(特別)控除					0	0	0
扶養控除					0	0	0
基礎控除					3	8	0
合計					3	8	0

税	税	金	の	計	算
上の(26)に対する税額又は第三表(66)	(27)				0
配当控除	(28)				1
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	(29)				
政党等寄附金等特別控除	(30)				
住宅耐震改修特別控除	(31)				
住宅特定改修認定住宅新築等特別税額控除	(32)				
差引所得税額 (27)-(28)-(29)-(30)-(31)-(32)	(33)				0
災害減免額	(34)				
再差引所得税額 (基準所得税額) (33)-(34)	(35)				0
復興特別所得税額 (35) × 2.1%	(36)				0
所得税及び復興特別所得税の額 (35) + (36)	(37)				0
外国税額控除	(38)				
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (37) - (38)	(39)				2
所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (39) - (3)	(40)				0
所得税及び復興特別所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分)	(41)				
所得税及び復興特別所得税の納める税金 (40) - (41)	(42)				0
還付される税金 (42) - (43)	(43)				2
配偶者の合計所得金額	(44)				0
専従者給与(控除)額の合計額	(45)				
青色申告特別控除額	(46)				
雑所得一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	(47)				1
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	(48)				6
本年分で差し引く繰越損失額	(49)				9
平均課税対象金額	(50)				5
変動・臨時所得金額	(51)				3
申告期限までに納付する金額	(52)				0
延納届出額	(53)				0
還付される税金の所	(54)				0
銀行金庫・組合農協・漁協	(55)				
郵便局名等	(56)				
預金種類	(57)				
口座番号	(58)				
記号番号	(59)				

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

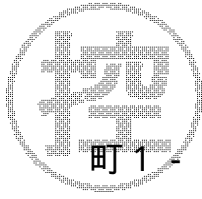
税理士 署名押印 電話番

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

收受事実を確認されたい方は、收受日付印を押なつしますので、申告書提出時に請求してください(内容を証明するものではありません。)
所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。
この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要がありません。

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号



町1-1-1

住所 アベ ハナコ 氏名 安倍 花子

所得から差し引かれる金額に関する事項

第二表 この用紙は控用です。

Table with 14 rows for tax deductions: ⑩ 雑損控除, ⑪ 医療費控除, ⑫ 社会保険料控除, ⑬ 小規模企業共済等掛金控除, ⑭ 生計維持費控除, ⑮ 地震保険料控除, ⑯ 寄附金控除, ⑰ 寡婦(寡夫)控除, ⑱ 勤労学生控除, ⑲ 障害者控除

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with 4 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称, 収入金額, 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額. Includes entries for 利子・配当, 給与, 株式等の譲渡.

雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得、譲渡所得、一時所得に関する事項

Table with 5 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費等, 差引金額. Includes entry for 配当.

特例適用条文等

Blank box for special provisions.

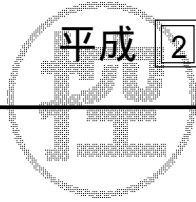
事業専従者に関する事項

Table with 7 columns: 事業専従者の氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 従事月数・程度・仕事の内容, 専従者給与(控除)額. Includes entries for spouse and child.

住民税・事業税に関する事項

Table with 10 columns: 扶養親族の氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 別居の場合の住所, 寄附金税額控除, 配当に関する住民税の特例, 非居住者の特例, 給与・公的年金等に係る所得以外, 給与から差引き. Includes entries for 住民税 and 事業税.

平成 28 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定申告書 (分離課税用)



町 1 - 1 - 1

住所 番地
アベ ハナコ
氏名 安倍 花子

整理番号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特 例 適 用 条 文			
法	条	項	号
所法損法震法	の	の	の
所法損法震法	の	の	の
所法損法震法	の	の	の

国税庁HP (2017:10:01;16:04:48.1V) (単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡 一般分	シ								
		短期譲渡 軽減分	ス								
		長期譲渡 一般分	セ								
		長期譲渡 特定分	ソ								
		長期譲渡 軽減分	タ								
		一般株式等の譲渡	チ								
		上場株式等の譲渡	ツ			1	0	0	0	0	0
		上場株式等の配当等	テ								
		先物取引	ト								
		額	山林	ナ							
退職	ニ										
所得金額	分離課税	短期譲渡 一般分	59								
		短期譲渡 軽減分	60								
		長期譲渡 一般分	61								
		長期譲渡 特定分	62								
		長期譲渡 軽減分	63								
		一般株式等の譲渡	64								
		上場株式等の譲渡	65			1	1	0	7	0	
		上場株式等の配当等	66								
		先物取引	67								
		額	山林	68							
退職	69										
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書B第一表の⑨)	⑨			1	5	2	5	1	3	
		所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の⑳)	㉕			3	8	0	0	0	0
	課税される所得金額	⑨ 対応分	㉗						0	0	0
		⑤⑩ 対応分	㉘						0	0	0
		⑥⑪⑫ 対応分	㉙						0	0	0
		⑬⑭ 対応分	㉚						0	0	0
		⑮ 対応分	㉛						0	0	0
		⑯ 対応分	㉜						0	0	0
		㉞ 対応分	㉝						0	0	0
		㉟ 対応分	㉞						0	0	0

税金の計算	税額	⑩ 対応分	㉗							0
		⑪ 対応分	㉘							
		⑫ 対応分	㉙							
		⑬ 対応分	㉚							0
		⑭ 対応分	㉛							
		⑮ 対応分	㉜							
		⑯ 対応分	㉝							
		㉞ 対応分	㉞							
		㉟ 対応分	㉟							
		⑳から㉟までの合計 (申告書B第一表の㉟に転記)	㉟							
その他	株式等 本年分の(㉜)、(㉝)から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	㉟								
	配当先物取引 本年分の(㉞)から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	㊱								
	先物取引 本年分の(㉟)から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	㊲								
	先物取引 本年分の(㊱)から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	㊳								
	先物取引 本年分の(㊲)から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	㊴								

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		合計	㉟	

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

第三表 この用紙は控用です。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成28年分】

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
 なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	町1-1-1	フリガナ 氏名	アベ ハナコ 安倍 花子
電話番号 (連絡先)	職業	関与税理士名 (電話)	()

譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	円	1,000,000 円
	その他の収入		
	小計(+)	申告書第三表㉔へ	申告書第三表㉕へ 1,000,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額)		889,300
	譲渡のための委託手数料		
	小計(からまでの計)		889,300
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(1) (を付けないで書いてください。)		/	
差引金額(-)			110,700
特定投資株式の取得に要した金額の控除(2) (欄が赤字の場合は0と書いてください。)			
所得金額(-)		申告書第三表㉖へ	黒字の場合は申告書第三表㉗へ 110,700
本年度で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(3)		/	
繰越控除後の所得金額(4) (-)		申告書第三表㉘へ	申告書第三表㉙へ 110,700

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合の「上場株式等」のからまでの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の㉚欄に0を記載します。

特例適用条文	措法 条の
	措法 条の

- 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- 欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、欄の金額を限度として控除します。
- 欄の金額は、「上場株式等」の欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
- 欄の金額は、欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の㉚欄の金額が同欄の金額から控除しきれない場合には、税務書にお尋ねください。

整理欄

この用紙は控用です。「上場株式等」の欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

2 面(計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	SBI 証券会社 銀行 ()	円 1,000,000	円 889,300	円 110,700	円 16,953
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()				
合計(上場株式等(特定口座))		1面 ^ 1,000,000	1面 ^ 889,300	110,700	申告書第二表「所得の内訳」欄へ 16,953

この用紙は控用です。

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	・		株(口、円)		円	円	円	・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
合計	一般株式等				1面 ^	1面 ^	1面 ^	
	上場株式等(一般口座)				1面 ^	1面 ^	1面 ^	

確定申告書等作成コーナーを利用された方につきましては、翌年の申告書の送付を行わないこととさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

提出書類等のチェックシート

(このチェックシートを提出する必要はありません。)

確定申告書等作成コーナーのご利用ありがとうございました。

この提出書類等チェックシートは、確定申告書等作成コーナーで作成した申告書等や別途税務署に提出していただく書類等をご確認いただくものです。

記載内容をご確認の上、出力した申告書とともに添付書類を住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

【提出書類等のご案内】

作成した申告書等の内容から申告書に添付又は提示する必要があると思われる書類は、次のとおりです。

関係項目等	作成有無	提出(添付又は提示すべき)書類等
確定申告書		申告書B第一表(提出用)
確定申告書		申告書B第二表(提出用)
確定申告書		申告書第三表(分離課税用)(提出用)
確定申告書		本人確認書類の写し(左下のご案内をお読みください。)
配当所得		特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書
給与所得		給与所得の源泉徴収票(原本)
株式等の譲渡所得		株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
上場株式等の配当等及び譲渡		申告する特定口座(源泉徴収口座)の特定口座年間取引報告書

<留意事項等>

- 「作成有無」欄に「」の表示があるものは、確定申告書等作成コーナーで作成した書類です。
- 「関係項目等」欄に(注)の表示ある書類については、給与所得のある方が年末調整の際に適用を受けている場合、提出不要です。
- 源泉徴収票や控除証明書等については、申告書等と併せて出力した「添付書類台紙」(出力していない場合は適宜の用紙)に貼ってください。
- 「財産債務調書」等は、財産債務調書の提出が必要な方に「該当する場合」を選択した場合に表示されます。「作成有無」欄に「」の表示がない場合は、別途作成して提出してください。なお、様式は国税庁ホームページに掲載しています。
- 複数の欄に同一書類名が表示されることがありますが、税務署への提出は1部(1通)で結構です。
- 入力内容によっては、添付又は提示する必要がある書類が、正しく表示できない場合があります。ご不明な点がございましたら、国税庁ホームページをご確認いただくか、税務署へお尋ねください。

【提出方法及び納付方法等のご案内】

提出方法

申告書等は、郵便又は信書便による送付(送料は各人の負担になります。)のほか、所轄の税務署への持参、時間外収受箱への投函による提出も受け付けています。

郵送等により提出する方で、申告書の控えに収受日付印が必要な方は、申告書の控えのほか返信用封筒(宛名をご記入の上、所要額の切手を貼ってください。)を同封していただければ、収受日付印を押印し、返送いたします。

納付方法

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の申告と納税は、平成29年3月15日(水)までです。納期限までにお近くの金融機関又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください(確定申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありませんので、ご注意ください。)

また、預貯金残高を確認しておくだけで、金融機関又は所轄の税務署に外向かなくても自動的に納付できる大変便利な振替納税もご利用いただけます(期限内に申告をされた方に限ります。)

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

本人確認書類について

マイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になります。

<本人確認書類の例>

- 例1 : マイナンバーカードのみ
例2 : 通知カード+運転免許証や公的医療保険の被保険者証 など

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>)をご覧ください。

【提出先税務署のご案内】

「提出先税務署」の所在地等を印刷していますので、郵送等により書類を提出する場合には、点線部分で切り離し、封筒に貼るなどしてご利用ください。

〒130-8686

墨田区業平1丁目7番2号

本所税務署 行